

Sankyokanchusho and Leishu

Masahiro IKEDA

Abstract:

Fujiwara no Atsumitsu (藤原敦光) was a famous scholar in the 12th century. He left behind two books, *Sankyokanchusho* (三教勸注抄) and *Hizohoyakusho* (秘藏宝鑰鈔). There are numerous Chinese notes that were quoted from Leishu (類書). Leishu is a Chinese encyclopedia, for example, *Chuxue-ji* (初学記), *Meng-qiu* (蒙求), *Xiuwendian-yulan* (修文殿御覽) and so on. These were the special guides for Japanese scholars at the time.

Keyword : Fujiwara no Atsumitsu, *Sankyokanchusho*, *Hizohoyakusho*, Leishu, *Meng-qiu*

を引く。『晋書』戴淵伝の引用は『蒙求』注からではない。なお、戴淵の名は唐の高祖李淵の諱であり、唐修『晋書』はこれ避けているが、敦光は旧にもどしている。

- (48) 『宝鑑鈔』平安末写零本の注文には不可解な点がある。同本には「晋書曰、——字子隱、年十八……」とある(太田「第二編」一五四・一五五頁)。これは、『勘注抄』所引周処伝と相違し、かつ『晋書』周処伝からは引けない文字をふくむ。『宝鑑鈔』の当該条は、『蒙求』の「周処三害」旧注の文章に、いくらか『晋書』周処伝の文を添加したような文章で、直接の典拠を擬定しがたい。戴淵伝の引用では、『勘注抄』と『宝鑑鈔』と『晋書』本伝からの直引しただけにもかかわらず、周処伝の引用では、『勘注抄』が原典から直引し、『宝鑑鈔』がそうではないのはどうしたことか。不可解という所以である。

- (49) 車胤の故事は『勘注抄』巻一の末尾ちかくでも言及され、そこでも『晋書』車胤伝の同文が引かれる(太田「第十二編」、四一六―四一七頁)。これも原典が典拠だろう。さて、『蒙求』には旧注(古注)本と補注本以外に、しばしば準古注本と呼ばれる一群のテキストがある。補注本が成つてのち旧注本にいくらかの補注を取り入れ成つた本である(前掲、早川光三郎「蒙求解説」五三―五四頁)。その一本に、応安頌刊五山版『蒙求』がある。日本最古の刊本『蒙求』で、刊行は応安七年(一二七四)とされる。応安本は、上述した第一九四句「車胤聚螢」では『晋書』該文を引く。敦光が応安本の祖本によれば、『孫氏世録』「楚国先賢伝」「晋書」をまとめて引ける。しかし、応安本は、上述の第五六〇句「周舍諤語」について、「周舍鄂鄂」に作り、注の末尾に「按史記、鄂字徒耳傍、旧本誤作言傍」とするから、ここは補注である。『勘注抄』は第五六〇句を旧注によっているから、応安本の祖本依拠説は成り立たない。
- (50) 小論の論旨にはかわからないが、補注本の成立時期について附言しておきたい。通説は南宋の淳熙十六年(一一八九)説である。早川光三郎「蒙求解説」(前掲、早川「蒙求」上)六一頁、池田利夫「解題」(前掲、池田編「蒙求古註集成」下巻)五五三頁など参照。通説は根拠があるのだろうか。くだんの問いは、徐子光の序文末尾にある「時己酉仲冬

之月辛卯吉日」の紀年をいつに擬定するかによって複数の説がありうる。仲冬は十一月だから、十一月に辛卯の日がある己酉の年でなければならぬ。しかし、『三正総覧』の淳熙十六年の条を引けば、十一月の朔日は丁巳でありその月のうちに辛卯の日はない(辛卯は十二月四日になる)。徐序の己酉は淳熙十六年ではありえない。この点すでに、今鷹真「蒙求」(角川書店、一九八九年)一五頁が注意しており、上記の条件に合う年として、北宋の熙寧二年(一〇六九)と南宋の淳祐九年(一二四九)とを挙げ前者を採用する。妥当な見解と思われる。なお、今鷹真同書三七七頁では、どういふわけか、淳熙十六年説にもとづき論述している。

- (51) 母尾の高山寺に、院政期から鎌倉初期にかけて撰述されたと推される佚名撰の類書が蔵されている。本書を分析した近藤泰弘によれば、同書は『初学記』と『白氏六帖事類集』とに取材し成つたらしい。近藤はさらに、院政期の漢詩に常用の語句が両類書によつたであろうことを指摘している。敦光に共通する選択とともに当時、両類書が人気の書であったことを推測させる。近藤「類書の利用の一形態——高山寺本逸名類書を中心に」(『国語と国文学』第六四卷第六号、一九八七年)、同「高山寺本逸名類書(解題と翻字)」(『訓点語と訓点資料』第八二輯、一九八九年)。

【附記】

本研究は、科研費「基盤研究(C)(一般)」(課題番号:18K00302)の研究成果の一部である。

- (37) 居易研究講座第二巻、勉誠社、一九九三年)。
 (37) 胡志昂編『日藏古抄李嶠詠物詩注』(上海古籍出版社、一九九八年)の「李嶠詠物詩古注佚文輯存」一頁。
 (38) 太田晶二郎「四部ノ読書」考(『太田晶二郎著作集』第一冊、吉川弘文館、一九九一年。初出一九五九年)。
 (39) いま「蒙求」の無注附注の重要諸本は、池田利夫編『蒙求古註集成』(全四巻、汲古書院、一九八八年)に蒐集影印されている。小論もその恩恵をこうむった。
 (40) 幼学の会編『孝子伝注解』(汲古書院、二〇〇三年)五七―五八頁に、当説話の引用書一覧がある。郭巨説話の受容については、母利司朗「黄金の釜―郭巨考」(『東海近世』第五号、一九九二年)、中島和歌子「四系統の孝子伝・郭巨説話をめぐって―中古・中世の受容を含めて」(『語学文学』(北海道教育大学)第三九号、二〇〇一年)参照。
 (41) ただ『勸注抄』の注文には混乱がある。これでは穴を掘って黄金の釜を見つけるのが郭巨ではなくその妻になってしまふ。「不敢違、巨遂」を書き飛ばしたためで、「遂」字の位置もおかしい。敦光あるいは転写者の誤写と推される。なお補注は、旧注末尾の典拠を冒頭に押し「旧注引孝子伝云」と始めるほか、文章は首尾全同。
 (42) 興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳考』(汲古書院、一九九五年)五六六―五六七頁。
 (43) 『瑠玉集』巻十二にもほぼ同文あり。柳瀬喜代志・矢作武『瑠玉集注釈』(前掲)八―一〇頁。『勸注抄』の典故として相互に長短がある。あるいは、本条は「蒙求」ではなく『瑠玉集』からの孫引きかもしれない。
 (44) 補注の文章は、早川光三郎「蒙求」上下(明治書院、一九七三年)の校訂本文による。以下、同じ。
 (45) 『孫氏世録』はすでに散佚し、孫康の故事をつたえる上掲文がほぼ唯一の佚文と思われる。敦光の引用は直引ではありえない。孫引きもとなつた書籍の候補は限られる。孫康の故事は有名だが、その典拠として唐宋の古類書が引くのは、『孫氏世録』ではなく『宋齊語』(録)である。たとえば、『太平御覧』巻十二、天部、雪・「初学記」巻二、天。『藝文類聚』巻二、天、雪は典拠をいわず孫康の故事を述べる。佚書から引いた可能性は消えないが、現存文献では『蒙求』注と『文選』注とが、孫引きもとして適性をそなえる。『文選』巻三十八、任昉「為蕭揚州作薦士表」に「集螢映雪」の一節があつて、李善注が「孫氏世録」のほぼ同文を引く。敦光はこれによつたのかもしれない。なお、『集螢』つまり車胤の故事については、李善は「続晋陽秋」からほぼ同文を引く。李善注によつたとすれば、敦光は「続晋陽秋」を排し、あらためて『晋書』から引用したことになる。晋の張方賢「楚国先賢伝」もすでに散佚している。該条は「蒙求」注からの孫引きと考えられるのが自然である。なお『太平御覧』巻三百六十三、人事部、頭上にはほぼ同文を取めるが、その典拠は「漢書」となっている。「漢書」に同文はなく誤りだが、空海序の注として引くには問題ない。『太平御覧』巻六百十一、学部、勤学にも「楚国先賢伝」を典拠におなじ話柄をのせるが、肝腎の「繩」字がない。これらは後述するように「修文殿御覧」からの流用だが、敦光は「修文殿御覧」ではなく「蒙求」から引いたのだ。孫康・車胤・孫敬の該話を、成安『三教指帰注集』は「瑠玉集」から引いている。佐藤義寛『三教指帰注集の研究』(前掲)一三―一四頁。
 (46) 先行研究は、永正元年(一五〇四)に菅原章長が補注本で講義したことを伝える『実隆公記』の記事を船載の最早の徴証とし、漠然と鎌倉時代あるいは南北朝時代の初伝を想定し、これが通説となつている。通説の根拠は、一つは鎌倉(あるいは南北朝)以前に補注本参照の徴証が見つからないこと、二つに見つかるとして旧注参照の徴証ばかり(多くはないが)ということにつきる。後者の例としてよく持ち出されるのは、鎌倉初期の源光行「蒙求和歌」(二二〇四年成)が旧注本に依拠している事実である。早川光三郎「蒙求」下(前掲)六三―六四頁、今鷹真「蒙求」(前掲)三七七頁参照。なお、「蒙求和歌」のよつた『蒙求』テキストについては、比較的近年の成果として、章剣「『蒙求和歌』と敦煌文書―敦煌研究院藏九五号本『李翰自注蒙求』を中心に」(『中国学研究論集』第二〇号、二〇〇八年)がある。同論文の結論もむろん旧注本依拠説である。
 (47) 『蒙求』第五〇八句の「戴淵峰穎」に、旧注・補注とも『世説新語』

- 書……」の主語である「蘇秦」の語はなく、これは意をもって加えられている。敦光が加えたのか、『修文殿御覽』利用の反映なのか不明。
- (22) 『翰苑』については、竹内理三校訂『翰苑』(吉川弘文館、一九七七年)、湯浅幸孫『翰苑校釈』(国書刊行会、一九八三年)の各解説参照。
- (23) 『珮玉集』については、柳瀬喜代志・矢作武『珮玉集注釈』(汲古書院、一九八五年)に附された「解説」がくわしい。同解説は「珮玉集書誌」と改題し、柳瀬喜代志『日中古典文学論考』(汲古書院、一九九九年)に再録。
- (24) 积成安『三教指帰注集』における『珮玉集』利用については、河野貴美子『古代日本仏家注釈書所引的《史記》初探——以成安撰《三教指帰注集》为中心』(前掲)九六頁に言及がある。この部分も『珮玉集』を引くが『勘注抄』と全同である。佐藤義寛『三教指帰注集の研究』(前掲)五二頁。
- (25) 栃木武『和漢朗詠集私注引用漢籍考』(成城国文学論集)第一四輯、一九八二年)一二五～一二七頁。
- (26) 覚明『三教指帰注』にも『珮玉集』同条は引かれるが、これは『勘注抄』からの転引だから比較する意味はあまりない。『珮玉集』の該当条については、柳瀬喜代志・矢作武『珮玉集注釈』(前掲)一一六～一一七・二六〇～二六一頁参照。大江匡房『江談抄』が伯夷叔斉説話を取りあげるなか、白鹿の話柄が出てくる。匡房は真福寺本系統の『珮玉集』を読んだようだ。川口久雄『大江匡房における世界認識——『江談』首陽の二子の事』をめぐって』(『国書逸文研究』第一二号、一九八三年)参照。
- (27) 伯夷と叔斉の話柄は、たとえば『勘注抄』卷二(太田「第十二編」四五四頁)にも引かれるが、こちらは『史記』伯夷伝を引く。『三教指帰』の「伯夷」への施注であり、ここは伯夷伝こそふさわしい。大曾根章介によれば、敦光の勘申に見える漢籍の引用は、ほとんど『群書治要』からの孫引きという。大曾根「漢文学の変貌」(『日本漢文学論集』第一卷、汲古書院、一九九八年。初出一九八四年)一八三頁。『群書治要』では卷十一・十二が『史記』の巻であるが伯夷伝をふくまない。敦光の引文は伯夷伝にくらべると中間に節略があるけれど、こちらは『史記』
- (28) 成安『三教指帰注集』は張芝の故事のみ『珮玉集』を引くが、鍾繇については「筆勢集」なる書を引いている。佐藤義寛『三教指帰注集の研究』(前掲)七五頁。鍾繇の故事だけ『珮玉集』を引かない理由は分からない。
- (29) 「伯英草聖」について、補注は范書と『晋書』衛恒伝をつなげ長文をつくる。旧注本は残巻しか伝存せず「伯英草聖」の条も失われ旧注の姿は直接には分からないものの、後掲の応安頃刊五山版に見える、范書と李賢注とを適宜抜き出した注文は、おそらく旧注と推される。補注とまったく違うからである。いずれにせよ、ここで敦光は『蒙求』注を利用してない。
- (30) 孫猛『日本国見在書目録詳考』中(上海古籍出版社、二〇一五年)一七三～一七七頁。
- (31) 金の大定二年(一一八九)自序。この大定二年本は散佚。嘉業堂叢書本が『続修四庫全書』第一二一九冊(子部類書類)に影印され、わたしはこれによった。山崎誠「類林」追考——中世史漢物語の源流(『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年。初出一九九一年)二九一頁によれば、静嘉堂文庫に陸心源旧蔵の影金鈔本があるというが見え。嘉業堂叢書本にはところどころ脱落した篇があって、あるいは缺けた卷二「志節篇第八」にあったのかも知れない。
- (32) 平安末写零本には「折雨」の二字がない。河野貴美子「平安期における中国古典籍の撰取と利用——空海撰『秘蔵宝鑰』および藤原敦光撰『秘蔵玉鑰鈔』を例に」(前掲)によれば、『宝鑰鈔』の音義注は『勘注抄』のそれと同傾向のよし(二一八頁)。
- (33) 孫猛『日本国見在書目録詳考』中(前掲)一一五五～一一五七頁。
- (34) 平安末写零本は両条をふくむ一紙が脱落している。太田「第二編」六〇頁上段参照。
- (35) たとえば、李增傑・王甫(兼名苑輯注)『中華書局、二〇〇一年』は、『宝鑰鈔』を佚文採録の資料にしていけないようだが、他書より二二頁「慈石」・一九頁「水玉」として両条を収載する。
- (36) 山崎誠「白氏六帖考」(太田次男ほか編『白居易の文学と人生』白

- (12) 『袁子正書』 原典には「辛酉」とあったはずである。「辛酉」は転写のさい「申酉」に誤写されやすかったようだ。『太平御覽』巻十七、時序部、歳および同巻八百六十一、飲食部、漿に収載された「袁子正書」同条が、ともに「申酉」に誤っていることはその例証である。「勘注抄」の本条のばあいは、敦光の依拠した書の誤写、敦光自身の誤写、「勘注抄」転写時の誤写が想定できるが、いずれにしても小論の論旨に影響しない。いちおう敦光の手にした漢籍がすでに誤っていたと考えるべく。
- (13) 小島小五郎「御覽」考(『公家文化の研究』育芳社、一九四二年)。「太平御覽」に収斂する古類書の継承関係については、森鹿三と勝村哲也との一連の研究により、大局が判明している。森「修文殿御覽について」(『本草学研究』(財)武田科学振興財団杏雨書屋、一九九九年、初出一九六四年)、勝村「修文殿御覽卷三百一香部の復元——森鹿三氏「修文殿御覽」について」を手掛りとして(『日本仏教学会年報』第三・三八号、一九七三年)、同「修文殿御覽」新考(『鷹陵史学』第三・四号、一九七七年)、同「修文殿御覽天部の復元」(山田慶兒編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所、一九七八年)、同「藝文類聚の条文構成と六朝目録との関連性について」(『東方学報』(京都)第六二冊、一九九〇年)。また「修文殿御覽」とその周辺について、付晨による一連の論文がある。付「修文殿御覽」編纂再考——南北朝類書の北伝と北朝類書の誕生(『東方学』第一四〇輯、二〇二〇年)など。
- (14) 『修文殿御覽』がしばしば利用されたことは、日本の資料に比較的多くのこる同書の佚文からも推知される。同書の佚文を蒐集したものととして、上掲の森鹿三と勝村哲也との論考のほか以下のものをあげておく。嵐義人「(新補)修文殿御覽」(『国書逸文研究』第三号、一九七九年)、小沢賢二「修文殿御覽 拾遺補」(『国書逸文研究』第一四号、一九八四年)、田中幹子「『和歌童蒙抄』所収「修文殿御覽」について」(『史料と研究』第一八号、一九八八年)、同「修文殿御覽」佚文について」(『甲南国文』三八、一九九一年)、粕谷嘉弘「九曆」における「御覽」(『神女大國文』第三号、一九九二年)、高田宗平「年号勘文から見た
- (15) 日本中世における類書利用——『修文殿御覽』をめぐる(水上雅晴編『年号と東アジア——改元の思想と文化』八木書店、二〇一九年)。「修文殿御覽」の旧姿を復元するには「太平御覽」を史料にするほかない。問題は、敦光の手にした「修文殿御覽」鈔本と、「太平御覽」編者が藍本にした「修文殿御覽」鈔本と、両者の収載文の字面に小異があった可能性である。「修文殿御覽」は鈔本時代の産物であって、転写のたびに異文が生まれることは避けられない。まして「修文殿御覽」は三百六十巻の大部な書であった。おなじ「修文殿御覽」でも鈔本ごとに異文がある可能性は小さくない。いま「太平御覽」を閲読するばあいは、日本の東福寺に伝わる蜀本にいくらか補配した中華書局影印本につくのが最善である。小論も中華書局影印本と「勘注抄」とを比較して一致の有無を確認しているが、わずかな相違に目を奪われて結論を誤ることは避けねばならない。
- (16) 何清谷「三輔黄図校釈」(中華書局、二〇〇五年)は「補遺」に該文をおさめる(四〇六・四〇八頁)。
- (17) この「太平御覽」と同文は、『藝文類聚』巻八十八、木部、槐にもあり。「太平御覽」には、ほかに巻五百三十四、礼儀部、学校・巻八百二十七、資産部、市・巻八百二十八、資産部、売買の都合三条にも同一条があるが、「勘注抄」と一致しないことには変わりはないし、何よりこの類目では見つけにくい。また「文選」巻五十六の陸倕「石闕銘」への李善注が「三輔黄図」の該文を引くが「勘注抄」の文章とは一致しない。成安「三教指帰注集」はこの李注を引いている。佐藤義寛「三教指帰注集の研究」(前掲)一三頁。
- (18) 『太平御覽』巻七百六十四、器物部、錐にも「戦国策」同条を引載するが、節略のほどが「勘注抄」と一致しない。
- (19) 拙稿「古代日本における『史記』の受容をめぐる」(『古代文化』第六一巻第三号、二〇〇九年)。
- (20) 空海序の注としては「戦国策」を引けば足りると思うのだが、「史記」蘇秦伝をも引いたのなぜだろうか。蘇秦伝の正文には錐で股を刺す語は出てこない。蘇秦の故事を知っている敦光が最初に蘇秦伝をひもっていた痕迹なのか。また「戦国策」原典「集解」所引「戦国策」に「説
- (21) 蘇秦伝をも引いたのなぜだろうか。蘇秦伝の正文には錐で股を刺す語は出てこない。蘇秦の故事を知っている敦光が最初に蘇秦伝をひもっていた痕迹なのか。また「戦国策」原典「集解」所引「戦国策」に「説

- 教指帰』巻下Ⅱ『勘注抄』巻四・五・六。『三教指帰』は巻下が最も分量が多く、巻中が最も少ないため、このような分巻になったと推される。
- (3) 続真言宗全書刊行会校訂『真言宗全書』第十一巻 続真言宗全書刊行会、一九七七年)に翻刻をおさめる。底本は高山山明王院院蔵延享五年(一七四八)鈔本。ほかに巻上の一部(全書本の四頁下段末二行から一二頁下段第十行まで)を写した平安末鈔本が現存する。太田次男『第二編 秘蔵宝輪鈔平安末写本について』(前掲『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』上)が影印翻刻している。太田論文の掲出法は上におなじ。
- (4) 敦光が文章得業生になったのは寛治四年(一〇九〇)十二月のこと。大曾根章介『院政期の一鴻儒——藤原敦光の生涯』(『日本漢文学論集』第二巻、汲古書院、一九九八年。初出一九七七年)四一七頁。敦光の伝記については、もっぱら大曾根論文に依拠している。
- (5) 佐藤義寛『三教指帰注集の研究』(大谷大学、一九九二年)二六〇～二六三頁、太田次男『第十一編』一七四～一七八頁。
- (6) 太田次男『第十一編』一七八～一八二頁。
- (7) 『修文殿御覽』時序部、臘を保存するはずの『太平御覽』卷三十三、時序部、臘にも、これら五書の文章がそなわる。しかし「初学記曰……」は「初学記」からしか引けない。なお、成安『三教指帰注集』は「臘月」に注して、『修文殿御覽』時序部、臘から「史記」を孫引きしている。河野貴美子『古代日本仏家注釈書所引的《史記》』初探——以成安撰《三教指帰注集》为中心』(安平秋・張玉春主編『古文献与嶺南文化研究』華文出版社、二〇一〇年)九七頁。
- (8) 靈友館本では、「案」字をけずって「博物志云」と書き替えられている。太田『第一編』一一頁。ほかの古類書についても見ておこう。『修文殿御覽』の流用しているはずの『太平御覽』卷六百五、文部、筆は以下のとおり。
- 説文曰、楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、秦謂之筆。
 釈名曰、筆述也、述而書之。
 博物志曰、蒙恬造筆。
- 引用書はおなじのだが、『釈名』の文章が異なるうえ、何より「案」字の脱落は出典に擬するには致命的である。『藝文類聚』卷五十八、雜文部、筆は「説文」を抜き三書をまとめて引けないので出典としては適性がない。そもそも『勘注抄』の『藝文類聚』利用の徴証を、わたしはまだ見出ししていない。
- (9) 丁蘭説話の受容については、徳田和夫『火桶の草紙』の構造と方法』(『お伽草紙』三弥井書店、一九八八年。初出一九八二年)、梁音『丁蘭考——孝子伝から二十四孝へ』(『和漢比較文学』第二十七号、二〇〇一年)参照。後段(蒙求)注の利用)で取り上げる郭巨説話など日本の孝子伝の受容について、小島憲之『上代官人の「あや」その一——外来説話類を中心として』(『萬葉以前』岩波書店、一九八六年。初出一九七三年)、高橋伸幸『宗教と説話——安居院流表白に関して』(『説話・伝承学会編』説話と宗教)桜楓社、一九九二年)、黒田彰『令集解の引く孝子伝について』(『孝子伝の研究』佛教大学通信教育部、二〇〇一年。初出一九九八年)、東野治之『律令と孝子伝——漢籍の直接利用と間接利用』(『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年。初出二〇〇〇年)参照。
- (10) 『太平御覽』卷四百十四、人事部、孝下にも孫盛『逸人伝』の同条を引載する。これは『修文殿御覽』からの流用であろう。後述するように、敦光は『修文殿御覽』を手にしたと推されるが、いまのところ『修文殿御覽』の利用は「初学記」にくらべ限定的であったように思われ、また字面も『修文殿御覽』より『初学記』のほうが、いくらかすぐれる。ただ若干の字面の一致不一致に拘泥すると結論を誤る危険もある。そういう点を勘案し、本文では断定せず「可能性がたかい」と表現した。なお、これも後述するように、敦光が「蒙求」注を参照していることはまず確実ながら、「丁蘭刻木」については旧注・補注とも引証しているのは孫盛『逸人伝』ではなく「孝子伝」である。「蒙求」は本条の出典ではない。
- (11) 『太平御覽』卷三百七十六、人事部、肝および同書卷四百十七、人事部、忠勇にも『呂氏春秋』のくだんの話柄を引載するが、『勘注抄』と異同が多い。したがって、『修文殿御覽』からの引用は考えにくい。

もう一つは、『勸注抄』の撰述が長期にわたったことに起因する齟齬の可能性である。撰述期間がながったろうことは、これほどの労作であれば不思議はない。われわれは『勸注抄』の完成品を見ているから、『三教指帰』への加注にあたり、その膨大な文字に対し冒頭から整然と機械的に漢籍からの引用文を貼りつけていったと錯覚しがちである。しかし、じっさいの加注作業はそういうことは少なく、過半は行きつ戻りつを繰り返す。注釈作成の経験者なら諒解されよう。敦光も『三教指帰』の文字のうえを行きつ戻りつしながら、見出した漢籍文を紙片か注釈稿本に書き抜いていたはずだ。それが長期にわたったなら、搜文の見落としは仕方がない。上述のように敦光が『初学記』の巻十七を手にしたとしても、ながい加注の期間とときどきの問題意識によって目に入ってくる文章はちがってくる。そのためおなじ巻で引用の有無が生じたと考えれば、さきの齟齬は説明できるのではないだろうか。

さて院政期の学問を論じるうえで、小論の調査結果はどう位置づけられるか、簡単にふれておこう。率直にいえば、敦光の参考書はそう珍しいものではない。『白氏六帖事類集』と『事類賦』とが比較的あたらしい印象をもつが、おおむね従来利用されてきた類書を引いている。学界の第一人者たる敦光でさえ、そうであったということは、当時の学問がなお博士家の伝統の範囲におさまっていた一証と考えられる。かれの活躍した十一世紀後半から十二世紀前半は、中国では北宋末から南宋初にあたる。宋代の学術の影響はなお甚少であったようだ。

なお、『勸注抄』『宝鑑鈔』を資料に、もう一つの孫引きもとというべき『文選』注の利用について、拙稿「藤原敦光の文選学」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第二十六号、二〇二一年)で論じている。乞うらくは並看されんことを。

〔注〕

- (1) 西崎亨「平安末写『秘蔵宝鑑鈔』所収典籍」(『国書逸文研究』第二〇号、一九八七年)、河野貴美子「藤原敦光『三教勸注抄』の方法——音義注を中心に」(河野貴美子・張哲俊編『東アジア世界と中国文化——文学・思想にみる伝播と再創』勉誠出版、二〇二二年)、同「平安期における中国古典籍の撰取と利用——空海撰『秘蔵宝鑑』および藤原敦光撰『秘蔵宝鑑鈔』を例に」(榎本淳一ほか編『中国学術の東アジア伝播と古代日本』勉誠出版、二〇二〇年)。
- (2) 『勸注抄』巻一・二の翻刻が、太田次男「第十二編 高野山宝寿院蔵『三教勸注抄』巻一・二(平安末鎌倉初問)写本について——附・本文の翻印」(『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』中、勉誠出版、二〇〇七年)に、巻五の翻刻が、太田「第十一編 東寺宝善提院三密蔵『三教勸注抄』巻五(鎌倉初)写本について——附・本文の翻印」(同前)にある。巻五は末尾を少々缺くようだ。ほかに巻一・二・三の増補本の抄出本(霊友館蔵)の翻刻が、太田「第一編 平安末写三教指帰敦光注について——解題と翻印」(『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』上、勉誠出版、二〇〇七年)に、巻一の増補本(尊経閣文庫蔵)の翻刻が、太田「第三編 尊経閣文庫蔵三教勸注抄について」(同前)にある。小論がよった『勸注抄』のテキストは、すべてこれら太田の翻刻である。太田論文の掲出には、その論題が長いので、次出以降は論文の編次をもって略称する。なお、太田「第十一編」一六四〜一六八頁によれば、『三教指帰』三巻に対し『勸注抄』六巻の分巻ぶりはつぎのように推定される。『三教指帰』巻上Ⅱ『勸注抄』巻一・二、『三教指帰』巻中Ⅱ『勸注抄』巻三、『三

あり、『蒙求』の引載は後世の補入と思われる。したがって、いまのところ『宝鑰鈔』には『蒙求』の利用は確認されない。

おわりに

膨大な漢籍から注にふさわしい文章をどのように見つけるか、敦光にとって切実な問題であったはずだ。長い研学によって蓄積された記憶は、敦光にとって主要な検索装置であつたろう。ただ記憶には限界があるうえ、既知の文章ばかりで注が成立するはずもない。そこで駆使されたのが類書であつた。漢籍の文章を項目ごとに分類引載した類書は、その部類名を手がかりにすれば、文章を効率よく探索することができる。未知の文章を検索できる効用は絶大だし、既知の文章の字面をいちいち確認するのも使える。文字にするという営為は一字一句ごまかしのきかない作業だ。敦光ほどの学者でも字面の確認は欠かせない。

小論は挙名の書を中心に調査した。果たして、敦光の利用した類書に、『勘注抄』については『初学記』『修文殿御覧』『翰苑』『瑠玉集』『類林』および附注本『蒙求』の六書、『宝鑰鈔』については『修文殿御覧』『兼名苑』『白氏六帖事類集』『事類賦』および李嶠『百廿詠』の五書をあげることができた。重複をのぞきこれら十種の類書ないしこれに準ずる書を、敦光は手にしながら加注の作業をしたのだ。

ただ利用の頻度には軽重があつたと推される。『勘注抄』の出典に関して、わたしは悉皆調査をしたわけではないので断言をばかられ

るけれど、『初学記』と『蒙求』とは比較的重用されたと推測している⁽⁴⁾。かざられた調査範囲ながら、両書引用の徴証は小論で挙列した以上に見つかった。ひるがえって『修文殿御覧』については、挙名せず孫引きもととして利用したことを想定して調査してみたものの、徴証の追加に成功していない。この不成功は『修文殿御覧』の利用が限定的であつたことの反映である可能性がある。『修文殿御覧』の三百六十巻というサイズは所有者をおおいに制限したのであろう。むしろ敦光の架蔵は考えにくい。かれは他者の蔵本を借覧したにちがいないが、該書の稀少性が、その借覧にさえ不自由をせまったのではないか。このような閲覧の事情が該書の自在な利用を制約したと考えられる。

『勘注抄』で『初学記』が重用されたとしても、その利用には上述のように不可解な点があつた。その理由として二つの事態を想定してみた。一つは『初学記』(あるいはその一部)も借覧であつた可能性である。いったい敦光ら博士家の蔵書はどれほどの規模であつたのか。この興味ぶかい問題に返答する用意はないが、貴顕でないかれらの蔵書を過大に評価するのは危ういだらうとは考えている。『初学記』の三十巻というサイズは当時としては小さくない。これを揃いで架蔵するのは存外むずかしいことではなかったか。近世でさえ学者の蔵書は、巻数の多い書の架蔵は不全本が基本である。臆測の域を出ないが、敦光は『初学記』の一部を架蔵しており、これが頻用をうながしたが、蔵しない巻十七は借覧せざるをえず引用の不周到をまねいた、ということはある。

列する。上掲の例でいえば、「孫康映雪、車胤聚螢」がひとまとまりで「螢」字で韻をふんでいる。孫康の故事を『蒙求』注から孫引きした敦光が、直後の車胤の故事のみわざわざ原典を開き引用するだろうか。しかし、通説によれば敦光当時、補注は未舶載だった⁽⁴⁶⁾。この矛盾をどう考えればよいか。

わたしの結論をいえば、敦光はやはり旧注によりながら、「車胤聚螢」についてのみ、わざわざ『宋略』を排し『晋書』原典から引用したと解せられる。敦光は文章博士であったから、『晋書』にはくわしかったはずで、じじつ『勸注抄』に『晋書』の引用は多い。

たとえば、『三教指帰』巻上、「戴淵変志、登将軍位、周処改心、得忠孝名」(古典文学大系本九〇頁)への敦光注がある(『勸注抄』巻一、太田「第十二編」三八七〜三八九頁)。敦光は、『晋書』の戴淵伝(巻六十九)と周処伝(巻五十八)とを引く。じつは、空海『秘蔵宝鑰』巻上にも「至如戴淵改心、周処忠孝」のくだりがあつて(『弘法大師空海全集』第二巻、二三頁)、『宝鑰鈔』が前句に注して「晋書三十九、戴淵、字若思、広陵人也……」という(太田「第二編」一〇〇〜一〇三頁、全書本八頁上段)。これは『晋書』巻六十九すなわち「列伝三十九」戴淵伝の文章を節略したもの。巻数の明示があり原典によつたと考えられる。興味ぶかいのは、『勸注抄』所引の戴淵伝と長文の節略部分をふくめ首尾よく一致することである。『勸注抄』においても、敦光が『晋書』戴淵伝から直引しているのは明らかだろう⁽⁴⁷⁾。周処の故事は、『蒙求』に第二八句「周処三害」として録され、旧注・補注とも『晋書』周処伝を引く。旧注は短文で、『勸注抄』の出典ではない。

補注は長文だが、『勸注抄』にくらべ一部節略があつて、これも出典ではありえない。やはり『勸注抄』は『晋書』周処伝から直引したと考えるのが合理的である⁽⁴⁸⁾。

このように、敦光は『晋書』を手にしながら加注作業をおこなつたのだ。車胤の故事にもどり、『晋書』車胤伝(巻八十三)を『勸注抄』との一致部分に傍線をくわえ引く。

車胤字武子、南平人也。曾祖浚、呉会稽太守、父育、郡守簿。太守王胡之名名人、見胤於童幼之中、謂胤父曰、此兒当大興卿門、可使專學。胤恭勤不倦、博學多通。家貧不常得油、夏月則練囊盛數十螢火以照書、以夜繼日焉……。

『勸注抄』と補注とは節略の具合がよく一致するが、敦光が補注の節略を踏襲したと考える必要はない。原典を一読すれば瞭然だろうけれど、両者は文意の切れるところをごっそり省略したにすぎず、この程度の一致は起こりうることである⁽⁴⁹⁾。『宋略』で済まされたのは、敦光が正史のような権威のある書物に典拠をもとめたことの表れだろう。果たして、敦光はもっぱら旧注本の『蒙求』によつたのであつて、補注本は見えていないと結論される⁽⁵⁰⁾。

『宝鑰鈔』の『蒙求』利用の有無について附言しておく。上述のように、『秘蔵宝鑰』には「周処忠孝」のくだりがある。全書本(八頁上段)は該句に注して『蒙求』「周処三害」の旧注を首尾引き、平安末写零本が『晋書』を引くのと相違する。前者に「私加之」の注記が

る。^②「語林」は『日本国見在書目録』に著録がなく、本条は「蒙求」からの孫引きと考えられる。「蒙求」の第二一九句「楊脩捷対」に旧注が引く『語林』の文章は『勘注抄』該条によく似る。^③

旧注の利用は明らかになったが、補注についても検討しておくたい。というのは、つぎのような例があるからだ。『三教指帰』巻上、空海序の「二九遊聴槐市、拉雪蚩於猶怠、怒繩錐之不動」(古典文学大系本八四頁)への敦光注である(施注の対象語に傍線)。このうち、「槐市」「錐」については、『修文殿御覽』の利用を検討したさい言及した。いま取りあげるのは「雪」「蚩」「繩」への注である。これらは苦学を表す代表的な修辞で、典故たる孫康・車胤・孫敬の故事はよく知られているよう。敦光はつぎの三書をもって引証する(『勘注抄』巻一、太田「第十二編」三三五〜三三六頁)。

孫氏世録曰、孫康家貧無油、常映雪讀書。 晋書曰、車胤字武子、博學多通。家貧不得油、夏月則練囊盛數十蚩以照書、以夜繼日。 楚国先賢伝曰、孫敬字文宝、恒閉戸讀書、睡以繩繫頸、懸之梁上。

孫康・車胤・孫敬の説話はすべて『蒙求』に、第一九三・一九四句「孫康映雪、車胤聚蚩」、第一〇句「孫敬閉戸」として採録されている。まず旧注(故宮博物院蔵の旧注本)を引き、ついで補注を引く。^④

孫氏世録曰、孫康家貧無油、常映雪讀書。少清介、交遊不雜、後

至御史大夫也。(第一九三句「孫康映雪」旧注)

宋略、車胤字武子、河東人、好讀書、家貧無油。聚蚩火以絹袋盛之、繼日焉……。(第一九四句「車胤聚蚩」旧注)

楚国先賢伝、孫敬字文宝、常閉戸讀書、睡則以繩繫頸、懸之梁上……。(第一〇句「孫敬閉戸」旧注)

孫氏世録曰、康家貧無油、常映雪讀書。少清介、交遊不雜、後至御史大夫。(第一九三句「孫康映雪」補注)

晋、車胤字武子、南平人、恭勤不倦、博學多通。家貧不常得油、夏月則練囊盛數十蚩火以照書、以夜繼日焉……。(第一九四句「車胤聚蚩」補注)

楚国先賢伝、孫敬字文宝、常閉戸讀書、睡則以繩繫頸、懸之梁上……。(第一〇句「孫敬閉戸」補注)

当該三句のうち、「孫康映雪」「孫敬閉戸」は旧注・補注ともほぼ同文、かつ『孫氏世録』『楚国先賢伝』は『勘注抄』とほぼ同文である。両書は『蒙求』注からの孫引きと推される。^⑤ただ「車胤聚蚩」のみ、旧注が「宋略」を、補注が「晋……」と引き両注は相違する。くわえて、『勘注抄』は「南平人、恭勤不倦」を略す以外補注とほぼ同文である。この状況は、『孫氏世録』『楚国先賢伝』をふくめ、『勘注抄』が補注によっているように見える。正史を挙名するときの体例は補注も旧注と違いはないから、敦光が補注によったとすれば、「晋」を『晋書』と理解したとして不自然はない。周知のように、『蒙求』は類似する言行二つを各四字句にまとめ、つまり二句八字ごとに韻をふんで配

違、巨・遂・掘・穴・二尺餘、忽見得黄金一釜。釜上文云、天賜孝子郭巨、官不得奪、人不得取。出孝子伝。

まずは敦光の注文とほぼ一致することを確認したい。⁽¹⁾『蒙求』の注はふつう「王朝名+人名」で始まる。この王朝名は、たとえば第二七三句「仲連韜海」の注が「史記、魯仲連齊人」と始まるように、正史の略称と解せられる。つまり「後漢」とあれば、くだんの体例にしたがい敦光は『後漢書』と諒解したはずなのだ。そして郭巨の該話を、そのように誤解させる記述をもつのは、『蒙求』注のみである。果たして、敦光が『蒙求』の注を写したため誤記が起きたというわけだ。敦光が『蒙求』を手にしてきたことは確実である。郭巨の該話は、『初学記』巻二十七、宝器部、金の「賜郭」の条にもあって、引用するのは宗躬『孝子伝』である。敦光としては郭巨の話柄が引ければよいわけ、宗躬『孝子伝』の文章でもよかったはずだが、ここは『蒙求』によっている。幼少より学んだ『蒙求』なればこそ、ふさわしい注文を思いつきやすかったのだろう。

ついで後者を検討する。朱雲説話の原典は『漢書』巻六十七、朱雲伝である。原典と『勸注抄』とを比較すると一目瞭然だが、敦光の注文は、長文の原典に大量の節略を施したすえ成ったものと判明する。節略は敦光の所為ではない。該話は『蒙求』に第四〇九句「朱雲折檻」として採録される。その旧注をつぎに引く（真福寺宝生院蔵の旧注本）。

漢書、朱雲、字子游、魯人。成帝時張禹以為帝師、甚尊重之、雲上書云、請賜尚方斬馬劍、斷佞臣一人頭、以勵其餘。上曰、誰也。対曰、安昌侯張禹。帝怒曰、小臣居下訕上、廷辱師傳。令御史將下殿、雲攀殿檻折、左將軍辛慶忌叩頭諫帝。□□当治檻、帝曰、勿易、因而輯之、以旌直臣耳。

『勸注抄』とほぼ首尾同文であることを確認したい。敦光が『蒙求』注から節略済みの文章を写しただけなのは明白だろう。さらに注意したいのは、これが旧注の文章であることだ。「朱雲折檻」の旧注と補注とは文章がかなりちがう。補注は、旧注がけずった文章を復元し、ほぼ旧注の倍の長さになっている。徐子光は原典に当たり直したのだろう。敦光がよったのは補注ではなく旧注である。

『蒙求』旧注の利用例を追加する。『三教指帰』巻上の「諤々」（古典文学大系本九五頁）の注に、敦光は『史記』を引く（『勸注抄』巻二、太田第十二編「四四〇〜四四一頁」）。原典は『史記』巻四十三、趙世家。敦光の引文は原典と小異がある。この小異によって、敦光が原典ではなく『蒙求』第五六〇句「周舎諤諤」の旧注を引いていることが判明する。とくに『勸注抄』が「諤諤」と作る部分に注意したい。補注本は「諤諤」を原典にしたがって「鄂鄂」に作り、わざわざ「旧本鄂作諤」と述べるから、この点からも敦光が旧注によったことが分かる。『三教指帰』巻上の「遠隔卅里」（古典文学大系本九〇頁）の注に、敦光は「語林」を引く（『勸注抄』巻一、太田第十二編「三八〇〜三八一頁」）。該書は東晋の裴啓『語林』十卷（すでに散佚）と思われる

えられ、平安時代の知識人にとって幼児より通曉すべき書であった。⁽³⁸⁾『蒙求』はただ四字句の韻文で成っており、じつはこれだけ読んでも何のことも分らない。注と併読して初めて理解できる。敦光も幼少のころ附注本で習ったことであろう。注は二種、李滄の自注(旧注)と宋の徐子光の補注とがある。⁽³⁹⁾両注には四字句の典拠となった漢籍文が引用されている。この注文を利用すれば、『蒙求』は著名人の言行に特化した専門類書として、これから種々の漢籍を孫引きできる。

いまのところ『宝鑑鈔』に利用は確認されず(後述)、ここでは『勸注抄』における引用の徴証を見ていこう。敦光が附注本『蒙求』を手に置いて施注したことはまず間違いない。『勸注抄』卷三の抄出本につき簡単な記述が見える(太田「第一編」三四頁上)。

縮地 蒙求 長房縮地。

これは『三教指帰』巻中の「縮地変体之奇」(古典文学大系本一一〇頁)への注である。「長房縮地」とは『蒙求』の第四五〇句で、後漢の費長房が地脈を縮める術を会得した故事をいう(典拠は范曄『後漢書』列伝七十二、方術)。つまり敦光は『蒙求』の「長房縮地」を参照せよと言っているのである。平安貴族にとって『蒙求』の正文くらは暗記して当然であったろうから、これだけでは『蒙求』その書を参照したとは確言できない。

敦光の『蒙求』利用の証拠を提示しよう。さきに『初学記』の利用を検討するおり言及した、「丁」「出肝」「割心」とおなじく、こ

こは孝子と忠臣とに由来する語がならぶが、そのうち孝子の郭巨の故事による「出瓮」と、忠臣の朱雲の故事による「折檻」とを取りあげる(『三教指帰』巻上、古典文学大系本九四頁)。敦光の注文を引く(『勸注抄』巻二、太田「第十二編」四三五頁)。

後漢書曰、郭巨家貧養老母、妻生一子、三歳母減食与之、巨謂妻曰、貧乏不能供給、共汝遂欲埋子、子可再有、母不可再得、妻掘穴二尺餘、得黄金一釜。上文云、天賜孝子郭巨。

漢書(曰)、朱雲、字子游、魯人也。成帝時張禹以為帝師、甚尊重焉、雲上書云、請賜尚方斬馬之劍、断佞臣一人頭、以勵其餘。上(問)曰、誰也。対曰、安昌侯張禹。帝怒曰、小臣居下訕上、廷辱師傅。令御史將下殿、雲攀殿檻折、左將軍辛慶忌叩頭諫帝。乃解当治檻、帝曰、勿易以輯之、旌直臣。

前者から検討する。郭巨の説話は有名で諸書に見える。しかし、『後漢書』にこの説話は収録されていない。そもそも郭巨の名が『後漢書』に登場しない。つまり誤記なのだが、問うべきは誤記が発生した原因である。この話柄は『蒙求』にも第二七一句「郭巨将坑」⁽⁴⁰⁾として採録されている。注目すべきはその注である。いま旧注を引く(故宮博物院蔵の旧注本)。

後漢、郭巨家貧養老母、妻生一子、三歳母常減食与之、巨謂妻曰、貧乏不能供給、共汝埋子、子可再有、母不可再得、妻不敢

四頁上段)、「黄輿震裂草木何静」(同二二頁下段)に注して都合三条を引く。

六帖石部云、庚仲雍湘州記、零陵有石鸞、得得風雨、則飛翔如真鸞、風雨止還為石也。又云、荀卿子曰、宋之愚人得燕石、於梧桐臺之東婦而藏之以為宝、周客聞而觀焉、主人翁七日端冕玄服以筮宝、革匱十重、緹巾十襲、客見之掩口而笑曰、此燕石也、其与瓦甃不殊。

六帖云、円天為蓋、方地為輿。 (「黄輿震裂草木何静」条)

前者二条は『白氏六帖事類集』卷二、石、鸞と燕石、後者は同書卷一、地、方輿の文章である。『白氏六帖事類集』は、白居易の原著成立のち多くの増補本がかわれた。敦光が手にした本書も増補本の一つであつたらしい。⁽³⁶⁾

北宋の呉淑『事類賦』三十卷(九九三年成)は、科挙ために編まれた駢文の用例集のごとき書である。敦光にとって比較的新渡の書ということになろうか。『宝鑑鈔』は「魚珠照夜」に注して、『事類賦』卷九、宝貨部、珠から二条を引く(太田「第二編」一〇二・一〇三頁、全書本八頁下段)。

事類賦珠部云、翫茲鯨目(裴氏広州記曰、鯨鯢目即明月珠、故死不見有目精)、照夜為明(魏略曰、大秦国出夜光珠、墨氏曰、和氏璧、夜光之珠、諸侯所宝)。

唐の李嶠『百廿詠』(後出の『李嶠百詠』におなじ)は、十二部に分けられた五言詩百二十首をもって種々の典故を詠みあげた、一種の類書として附注本が唐宋時代において流行した。『宝鑑鈔』は「行雲回雪即死尸之想」(真言宗全書本一五頁上段)に注して本書を二条引く。それぞれ『百廿詠』乾象十首の「雨」「雪」からの引用である。⁽³⁷⁾

百詠云、神女向山廻(梁尚書玉均特曰、雨点散円文風生、楚莊王遊高臺觀夢、神女曰、浪起妾在巫山之陽、朝為行雨、暮為行雲。趙琮注神女賦曰、妾為巫山之女、朝行雲暮行雨是也、蓋李公之幽致也)。

百詠云、逐儂花光動(舞有七、盤回雪曲、言雪下似如舞、趙琮注、趙飛燕能舞、宛如流風之回雪之)。

以上、五種の書の引用部分を掲出した。『勸注抄』と『宝鑑鈔』と、『修文殿御覽』をのぞいて利用に出入りがあるのは不審だが、挙名されずに引かれている可能性は考えられる。

二 『蒙求』注の利用

敦光は『蒙求』の注も常用している。唐の李瀚『蒙求』三巻は、中国古代から六朝時代までの人物の言行を四字句にまとめたもので、日本では『千字文』『李嶠百詠』『和漢朗詠集』とともに「四部」に数

最後は『類林』である。『類林』なる書は二種ある。「于立政撰類林十卷」(『新唐書』藝文志、類書類)と「裴子野類林三卷」(『新唐書』藝文志、小説家類)である。ともに散佚した。『日本国見在書目録』で「類林五卷」を著録するのが「雑家」であり「小説家」でないことなど勘案すると、敦光が参照したのは于立政の書と考えられる。『三教指帰』巻上の「展季」(古典文学大系本九八頁)の注に、敦光は『類林』を引く(『勘注抄』巻二、太田「第十二編」四八一頁)。

類林曰、柳下恵、字展禽魯人、嘗従遠行婦家、逼闇不及郭門、遂独止宿於郭門下、須臾有一女子、又至便与共宿、時天大寒、柳下恵恐女子凍死、乃坐懷中、以衣覆之、至於天曙曉、而不為礼。

金の王朋寿『類林雑説』十五巻が現存する。これは于立政『類林』を増補した書と考えられ、柳下恵の話柄が残るのではと調査したが見出せなかった。³¹⁾

(四) 『秘蔵宝鑰鈔』と類書

『宝鑰鈔』には、『修文殿御覽』『兼名苑』『白氏六帖事類集』『事類賦』の四類書および李嶠『百廿詠』が引かれている。いまのところ、『勘注抄』と重複するのは『修文殿御覽』のみ、『初学記』『翰苑』『瑠玉集』『類林』の利用は確認されない。また『兼名苑』以下の四書は『勘注抄』現存巻に見えない。

まず『修文殿御覽』の利用から述べよう。『宝鑰鈔』巻上に「泥蛇」

に注してつぎのごとくある(全書本一一頁下段、太田次男「第二編」一三二・一三三頁)。

御覽云、泥蛇、土龍也、以泥為之祈雨。³²⁾

(「泥蛇豈有心龍之能」一条)

この「御覽」は『修文殿御覽』に相違ないが、同書を保存しているはずの『太平御覽』に該文を見出せなかった。『太平御覽』編纂時に落としたか。

積遠年『兼名苑』は、六朝末から初唐の成立と推される。『日本国見在書目録』雑家に著録があり、源順『倭名類聚抄』ほか諸書に引かれている。³³⁾『宝鑰鈔』巻上に「磁石吸綱」「方諸招水」の二条に本書を引く(ともに全書本五頁下段)。³⁴⁾

兼名苑云、磁石一名鉄姑、一名玄石、生慈山及陰山、殺鉄毒也。

(「磁石吸綱」条)

兼名苑云、水玉一名方諸、一名月珠、水精也。

(「方諸招水」条)

『兼名苑』はすでに散佚しているから、両条は同書の佚文ということになる。³⁵⁾

白居易『白氏六帖事類集』は、『日本国見在書目録』に著録がなく、日本舶載の事情はよく分からない。『宝鑰鈔』は「摩尼燕石」(全書本

我周粟、何異哉。於是伯夷叔齊不食七日、俱餓死也。

幸いなことに、敦光が引いた『瑠玉集』の文章は、残存する卷十二の感応篇にあつて、『勘注抄』の引用文と比較することができる。また『和漢朗詠集私注』（平安末成？）雑、述懐も『瑠玉集』同条を引用する。²⁵『瑠玉集』真福寺本・『勘注抄』・『和漢朗詠集私注』、三者をくらべてみれば、その異同の多さにおどろく。後二者は比較的ちかい本文をもつが、これらと真福寺本とはかなり違う。真福寺本を引いておこう。『勘注抄』と一致する部分に傍線を引く。

伯夷殷時遼東弧竹君之子也。与弟叔齊、俱讓其位、而歸於国。見武王伐紂、以為不義、遂隱於首陽之山、不食周粟、以微菜為糧。²⁶時有王糜子、往難之曰、雖不食我周粟、而食我周木、何也。伯夷兄弟、遂絶食七日、天遣白鹿乳之、逕由数日、叔齊腹中私曰、得此鹿突噉之、豈不快哉。於是鹿知其心、不復来下、伯夷兄弟、俱餓死也。出列士伝。

『勘注抄』所引『瑠玉集』には白鹿の話柄はまったく出てこない。そのほか基本的なストーリーは共通するものの、修辭の不一致は明らかだ。『瑠玉集』の本文は鈔本によってかなり幅があったと推される。²⁷なお、この伯夷叔齊兄弟が首陽山に餓死する有名な話しは『史記』卷六十一、伯夷伝にも見えるが、同伝には王糜子（王糜子）が出てこない。「麻子之責」への施注であるから、『史記』では具合が悪い。そこ

で敦光は熟知する『史記』伯夷伝ではなく『瑠玉集』によつたのだらう。²⁸

敦光はもう二箇所、『瑠玉集』を引用している。『三教指帰』卷上の「鍾・張」（古典文学大系本九五頁）の注にかくある（『勘注抄』卷二、太田「第十二編」四四四頁）。²⁹

瑠玉集曰、鍾繇字元常、魏時潁川長秋人也、位至大傅、善能楷篆、亦採伯喈之法、制造八方、是時、陳寔称碑、蔡邕為文、鍾繇書之、号曰三絶。又云、伯映、姓張名芝、字伯映、後漢敦煌人也、草書妙絶、韋誕謂之草聖、下筆必為楷法。

書の名人たる鍾繇と張芝とを紹介している。両条とも真福寺本になく、『瑠玉集』の佚文ということになる。鍾繇は『三国志』魏書、卷十三に伝がある。いまのところ『三国志』をふくめこの話柄は『瑠玉集』同条のほか見出せない。

張芝の伝は、范曄『後漢書』列伝五十五、父の張奐の伝に附伝されている。全文を引いても、わずか「長子芝、字伯映、最知名。芝及弟昶、字文舒、並善草書、至今称伝之」とあるだけ、これに李賢が注して「王愔文志曰、芝少持高操……韋仲将謂之草聖也」という。「仲将」は韋誕の字。張芝のくだんの故事を敦光はよく知っていたはずだ。後述する『蒙求』の第三二〇句は「伯英草聖」なのだから。³⁰しかし敦光は『蒙求』注また范書から引用せず、『瑠玉集』をもちいた。理由は分からない。

とはできる。そしてこの故事を敦光が知らないはずはないのである。以上の文献的狀況は『修文殿御覽』出典説を支持するように見えるが、『史記』の出処をあわせ考えれば、事態は変わってくる。

敦光の引いた『史記』の文章は、同書卷六十九、蘇秦伝の冒頭である。そのすぐあと、裴駰「集解」が『戦国策』から蘇秦の談話を引用している。平安時代の日本人は『史記』を裴駰『史記集解』八十巻によって読んでいたから、『史記』蘇秦伝によれば、上掲の『史記』も『戦国策』もまとめて引けてしまう。文章博士の敦光にとって不可能事ではない。上掲の『太平御覽』髀股に『史記』蘇秦伝の引載はないので、このばあい『修文殿御覽』よりも、同時に両文を引ける『史記』のほうが出典としてふさわしい。しかし『史記』は原典から、『戦国策』は『修文殿御覽』からという可能性も皆無ではない。蘇秦の故事は有名だから、『蒙求』のような著名人言行録集の佚書があつて、これから『史記』も『戦国策』も引いたのかもしれない。⁽²¹⁾ つまり確定的なことをいいがたい。

(三)『翰苑』『瑠玉集』『類林』の利用

『勘注抄』には『初学記』『修文殿御覽』以外の類書も利用されている。それらを一瞥しておこう。

まず『翰苑』である。『翰苑』三十巻は唐の張楚金撰。完本は伝わらず、わずかに卷三十および叙が日本に伝存するのみ(大宰府天満宮蔵⁽²²⁾)。『三教指帰』巻上の「俯方載」(古典文学大系本八八頁)の注に、敦光は『翰苑』を引く(『勘注抄』巻一、太田「第十二編」三七二頁)。

翰苑云、智俯方載、神法円穹。

また『三教指帰』は巻下の「儒童迦葉」(古典文学大系本一二六頁)の注にも『翰苑』を引く(『勘注抄』巻五、太田「第十一編」二二五頁)。

翰苑云、老聃迦葉、弘至道於玄門、孔曰儒童、闡微言於儒調。

『翰苑』はすでに佚書だから、これらは『翰苑』の佚文ということになる。ともに同文を現存漢籍中に見出せない。

ついで『瑠玉集』である。同書は唐代に成った私撰の類書とされる。⁽²³⁾ 撰者は不明、完本は伝わらず、卷十二と卷十四が日本に伝存するのみである(真福寺宝生院蔵)。「三教指帰」巻上の「靡明靡晦、誰致麻子之責」(古典文学大系本九二頁)の注に、敦光は『瑠玉集』を引く。⁽²⁴⁾ 『勘注抄』では比較的長い引用である(『勘注抄』巻一、太田「第十二編」四〇八〜四〇九頁)。

瑠玉集云、伯夷殷時遼東弧竹君之子也。父卒、伯夷当立、乃讓与異母弟、而与親弟叔齊来帰於周、而諫武王不令伐紂、武王大怒、即欲殺之、太公望諫方得免命、兄弟遂隱於首陽山、以諫武王不忠、乃不食周粟、唯食薇延命而已。于時王麻子入山見之曰、君等何賢人、獨愛山溪。伯夷等对(曰)、吾等遼東君之子、父薨之後奔周、当武王不義、隱於此山、不食周粟、以菓薇為食。麻子曰、普天之下、莫非王土、率土之民、莫非王臣、雖不食我周粟、然食

決め手を缺くばあいが大半である。『修文殿御覧』についても利用の可能性は指摘できても、確言できるだけの証拠がそろうことは少ない。

例を挙げてみようか。『三教指帰』空海序の「二九遊聴槐市、拉雪蚩於猶怠、怒繩錐之不勤」（古典文学大系本八四頁）の注、敦光が施注した語に傍線を引いた。このうち、「雪」「蚩」「繩」は『蒙求』注からの引用である（後述）。問題は「槐市」「錐」の注で、敦光は前者に『三輔黄図』、後者に『史記』『戦国策』を引く（『勘注抄』巻一、太田「第十二編」三三五・三三六頁）。

三輔黄図曰、元始四年、起明堂為博士舍、但列槐樹、諸生各持所出物經書、相与売買、論議槐市。

史記、蘇秦者東周洛陽人也、東事師於齊而習之於鬼谷先生。 **戰**

国策曰、蘇秦読書、欲睡引錐、自刺其股、血流至踵。

「三輔黄図」は、漢代の長安をしるした地誌の佚名撰『三輔黄図』六巻を指すと思われる。ただ本条は同書の現行本になく、また敦光が原典から直接引くことは考えにくい。そこで類書を検索すれば、『初学記』にもなく、『太平御覧』巻九百五十四、木部、槐につきぎの文章が見つかる。むしろ『修文殿御覧』からの流用であろう。『勘注抄』との一致部分に傍線を引く。

三輔黄図曰、元始四年、起明堂辟雍、為博士舍三十区、為会市、

但列槐樹數百行、諸生朔望会此市、各持其郡所出物及經書、相与売買、雍雍揖讓、論議槐下、侃侃問問。

『太平御覧』のほうが情報量が多く、『勘注抄』の注文が節略文と知られる。ほかに出典として適当な例を見出しがたいうえ、「槐」の類目に箇条されている点は出典の根拠になり得るが、わたしは『修文殿御覧』を出典に擬するには躊躇をおぼえる。節略者を敦光と判断する根拠がないからである。すでに節略した文を引載した佚書からの引用かもしれない。要するに何ともいえない。

『戦国策』の出処についても、『修文殿御覧』の可能性を指摘できるものの、結局は何ともいえない。該話は蘇秦が睡魔に襲われたとき錐を股に突き刺したという説話である。敦光の引文は『戦国策』巻三、秦策に見え、該話の典拠としてはこれを引くのが通例といつてよい。『戦国策』は日本の儒家がそうそう読む漢籍ではなく、常識的には類書からの孫引きとまずは想定すべきだろう。『初学記』には適当な文章がないけれど、『太平御覧』巻三百七十二、人事部に「髀股」の類目が見つかり、そしてつぎの文章が目に入る。

戦国策曰、蘇秦読書、欲睡引錐、自刺其股、血流至踵。

まったくの同文だ。蘇秦の該話は苦学を表す有名な故事で、「股を刺す」というキーワードさえ記憶していれば、『修文殿御覧』を検索し「髀股」の類目を見出し蘇秦のくだんの故事を叙した一条を探し当てることができる。

御覽・豊稔郭云、赤子正書曰、歳在申酉、乞漿得酒。

本条は、『三教指帰』の「乞漿得酒」(古典文学大系本一〇〇頁)の注として引かれる。この「御覽豊稔郭」とは何であろうか。『勘注抄』の体例を勘案すれば書名には違いない。手がかりは「御覽」の二字である。「御覽」と聞けば、文献学者はまず『太平御覽』を想起するだろう。北宋の太平興国八年(九八四)に成った二千巻の類書である。

じつは、『太平御覽』卷三十五、時序部に「豊稔」の類目があり、つぎの一文がある。

袁子正書曰、語曰、歳在辛酉、乞漿得酒。

いったい高野山霊宝館本は誤写が少なくないのだが、「赤」は「袁」の誤写だろうし、「豊稔郭」は「豊稔部」の誤りだろう。「郭」と「部」との草体はよく似る。これらは『勘注抄』原撰本に正しくあつた字面が転写の過程で誤られたと考えられる。『勘注抄』が「申酉」に作るところ、「申酉」の干支は存在しないので、これは『太平御覽』の「辛酉」が正しい。「辛酉」を「申酉」に誤写する例は中国でも見られ、これは敦光の依拠した書がすでに「申酉」に誤っていたと推される¹⁵⁾。

敦光の歿年は天養元年(一一四四)だから、時間的にかれは『太平御覽』を閲覽できる。ただ『太平御覽』の舶載については、治承三年(一一七九)に平清盛が購入し高倉天皇に上呈したのが最早の記録であり、この清盛の『太平御覽』刊本の入手が日本初伝であつたと考えられて

いる。『勘注抄』の「御覽」を『太平御覽』に擬するわけにはいかない。しかし『太平御覽』との酷似は無視できない。

ここで考えておかねばならないのは類書の継承関係である。類書はつまるところ諸書の引用集だが、その編纂には先行類書を藍本にもつのが通例であつた。『太平御覽』も例外ではなく、『修文殿御覽』をほぼそっくり流用して成つたことが判明している¹⁶⁾。同書はすでに散佚しているけれど、藍本として利用されたことが幸いして、『太平御覽』中にはほぼ保存されている。しかも『太平御覽』は『修文殿御覽』の分類を基本的に踏襲したと考えられるので、たとえば、『修文殿御覽』豊稔の各条文はまゝつて『太平御覽』豊稔に移録されたはずなのだ。

果たして、さきに引いた『太平御覽』豊稔の「袁子正書」の一文は、『修文殿御覽』の豊稔に収載された「袁子正書」同文を流用したものと推定できる。周知のように、『修文殿御覽』は、「御覽」の略称をもつて平安から鎌倉時代の書にしばしば引かれた。『勘注抄』のさきの「御覽」が『修文殿御覽』であることは、もはや疑いないであろう。敦光は『修文殿御覽』を手にし、その豊稔の類から「袁子正書」を引いたのである¹⁶⁾。『勘注抄』現存巻に「御覽」の文字はこの一箇所に見えるだけ、「宝鑑鈔」に目をやればさらにもう一条の利用が確認できるけれど(後述)、敦光の『修文殿御覽』利用がわずか二条に止まるとは考えにくい。ただ、いまのところ同書利用の徴証を追加するにもいたっていない。いったい類書利用の痕跡は、拳名をのぞけば、なかなか残りにくいものだ。原典か類書かの判別は、節略の具合や類書の類目にかかわる引用の合理性などを慎重に点検してはじめて可能になるのであつて、

『勸注抄』は孫盛「逸人伝」をもつて引証する（『勸注抄』巻二、太田「第十二編」四三六頁）。

孫盛逸人伝曰、丁蘭者河内人也、少喪考妣、不及供養、乃刻木為人、髣髴親形、事之若生、朝夕定省。行役隣人張叔妻從蘭妻有所借、蘭妻跪報木人、々々不悅、不以借之、叔醉疾來、詈罵木人、以杖敲其頭。蘭遂見木人色不懌、及問其妻、々具以告之、即奮劍殺張叔。吏捕蘭、々辭木人去、木人見蘭、為之垂淚、郡県嘉其至孝、通於神明、円其形象於靈台也。

孫盛「逸人伝」は、孫盛の伝（『晋書』巻八十二）にも見えず、よく分らない書である（『日本国見在書目録』に著録なし）。この丁蘭の一条がほぼ唯一の佚文のようで、敦光は某書から孫引きしたはずだ。その出処は、『初学記』巻十七、人部の第四の類目「孝」である可能性がたかい¹⁰。そこに「丁蘭円形」の条があつて孫盛「逸人伝」の同一文を引載する。相違する字面もあるが誤写のレベルで、まずは首尾全同といつてよい。

空海はその直後に、忠臣の故事に典拠する語をつづける。そのうちに「出肝」「割心」の二語がある（古典文学大系本九五頁）。前者は殺された懿公の肝を自分のそれと入れ替えた弘演の故事を、後者は殷の紂王を諫めて胸を裂かれた比干の故事をそれぞれふまえる。敦光は前者に注して『呂氏春秋』巻十一、忠廉の文章を引く（『勸注抄』巻二、太田「第十二編」四三九頁）。問題は敦光が『呂氏春秋』を何から引

用したかだ。『初学記』巻十七、人部の第三の類目に「忠」があり、忠臣の故事を蒐集する。「弘演納肝」の条もあつて『呂氏春秋』を引載している。しかし『勸注抄』の引文が省略のほとんどない長文なのに対し、『初学記』所引のそれは節略文である¹¹。いま『呂氏春秋』原典のほかに『勸注抄』に一致する文章を見出せない。後者について、敦光は『尚書』・孔安国伝と『史記』とを引証している。『尚書』は泰誓篇、『史記』は巻三、股本紀が原典である。『初学記』にも「弘演納肝」のしばらくあと、「割心」の条があつて『尚書』と孔伝との同一条を引載する（『史記』は引かず）。ただ『初学記』の引載文に省略があつて、『勸注抄』の出典ではありえない。いま出典として有力なのは『尚書正義』である。同書巻十一、泰誓下によれば、経文・孔伝だけでなく、孔穎達疏から『史記』さえも、不足なく引用できる。

以上のように、敦光は『初学記』の巻十七、人部を見ながら、「丁」への施注ではこれから引用し、「出肝」「割心」への施注ではこれから引かなかつたということになる。これはどういうことなのか。後者は、『初学記』の引載文に不満をおぼえさらに博搜した結果なのか。わたしは『初学記』からの孫引きで注の用は足ると思うのだが、どうであるうか。『初学記』利用の不審については、後段でふたたびふれる。

（二）『修文殿御覽』の利用

『修文殿御覽』三百六十巻は、北斉の武平四年（五七三）に成つた類書である。『勸注抄』巻二の末尾ちかくにつきの注文が見える（太田「第十二編」五〇四頁）。

頁)。なお、引用文に見える書目は、見やすさを考慮してゴチックでしめす。以下、おなじ。

礼記曰、歳十二月、合聚万物以索饗也。初学記曰、漢以戊日為臘、魏以辰、晋以丑。蔡邕独断云、臘者、歳終大祭、縦吏民宴飲。風俗通曰、夏曰清祀、殷曰嘉平、周曰大蜡、漢曰臘、臘者獵也、因獵取獸以祭。説文曰、臘、冬至後祭百神也。玉燭宝典曰、臘者祭先祖也。

池田 昌広

敦光が都合六つの漢籍を引くうちに「初学記」の名が見える。上掲文は『初学記』巻四、歳時部、臘にある。『初学記』に典拠となる書名は書かれていないので、他書からの引用ではなく徐堅らの作文と思しい。そこで「初学記曰」と書いたのだろう。該文は『初学記』以外に見出せず、敦光の『初学記』利用は確実である。

『初学記』の利用がこの一文に止まるとは考えられない。たとえば上掲の注文、『初学記』をのぞく五書を敦光は何から引いたのか。じつはこれら五書の文章は、すべて『初学記』歳時部、臘に引載されている。つまり『初学記』の臘だけで引用はまかなえてしまうのだ。敦光が『初学記』からすべての引用を効率よくなしたと考えるのが自然であろう。

『初学記』の利用はさらに拡がる。たとえば、おなじく空海序の冒頭「含筆」(古典文学大系本八四頁)への注、敦光は「釈名」「博物志」「説文」の三書をもって引証する(『勘注抄』巻一、太田「第十二編」

三三〇頁)。

釈名曰、筆述也、謂述事而言之也。案博物志、蒙恬造筆。説文云、楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、秦謂之筆。

この三書は『初学記』巻二十一、文部、筆からまとめて引用された文章と推される。『初学記』の条文を引こう。

釈名曰、筆述也、謂述事而書之也。案博物志、蒙恬造筆……説文曰、楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、秦謂之筆、是也。

ほぼ同文である。敦光が「博物志曰」とせず「案博物志」と書いたのは、『初学記』の文字を忠実に写した結果と知られる⁽⁸⁾。

以上、『勘注抄』の「臘月」「含筆」への注を検討した。そこに引かれた諸書が、『初学記』のそれぞれ「臘」「筆」の類目に条録されたことに注意されたい。敦光は「臘」「筆」の類目名を手がかりに、要領よく望みの文章を見つけたのだ。原典からそれぞれ引用するなどありえない。

しかし『初学記』の利用には不可解なこともある。同書巻十七、人部を例にそれを説こう。『三教指帰』巻上に孝子に由来する語を列記したくだりがある(古典文学大系本九四頁)。そのうち「軼孟丁之輩」の「丁」とは、『蒙求』第四一五句「丁蘭刻木」で知られる故事をふまえる。母の木像を刻み生前と同様につかえた丁蘭の話柄である⁽⁹⁾。

るはずである。『宝鑰鈔』についても同様に複数の類書を参照していることが判明した。『勸注抄』『宝鑰鈔』所引漢籍の典拠については、西崎亨および河野貴美子による、とくに音義注を分析した論考があるくらいで、先行研究は少ない⁽¹⁾。くだんの類書の問題も小論によって初めて論じられる。

古代中世の学問は畢竟、古典への加注という営為に代表されようが、院政期の学問を論じるうえで、敦光の方法は一つの指標たりうる。かれのやり方が博士家一般と大きく相違していたとは考えにくく、当時の到達点をしめしながら、標準的な参考書の如何をわれわれに伝えている。小論は、院政期の学問の場で行きわたる漢籍が受容されていたか、敦光の著作をもって例示してみたわけである。なお、『勸注抄』は、『三教指帰』の正文すべてに注解の文章をほどこした大部な書であったようだが完存せず、六巻のうち巻一・二・五および巻三の一部が⁽²⁾つたわ。『宝鑰鈔』は完存する⁽³⁾。

さて、『勸注抄』の出典を論じるについては、先行の『三教指帰』注との関係を考えておかねばならない。『三教指帰』の早期の注釈として敦光注のほかに、積成安『三教指帰注集』三巻、釈覚明『三教指帰注』三巻がある。後者は『三教指帰注集』と『勸注抄』とを参照していることが判明しており、敦光以降の著作と確言できる。前者は巻上の序によって寛治二年（一〇八八）の成書と知られる。『勸注抄』の成立時期はつまびらかでない。ただ寛治二年当時、敦光がなお二十六歳であって文章得業生にもなっていない⁽⁴⁾ことを勘案すれば、まずは『三教指帰注集』が『勸注抄』にいくらか先行する書であった

と想定しておくのが妥当であろう⁽⁵⁾。ということは、敦光は『三教指帰注集』を参照することが時期的には可能であったと考えねばならない。ただ太田次男によれば、『三教指帰注集』と『勸注抄』とのあいだに交渉はなく、敦光は独自に文献搜索をおこなったらしい⁽⁶⁾。『勸注抄』の出典探しに『三教指帰注集』からの転引を考慮する必要はなかった。『宝鑰鈔』にはそのような問題はないようだ。

小論の目的は、膨大な注文のいちいちについて、その出典を究明することにはない。紙幅に限りもあることだから、敦光の利用した類書を確言する徴証の蒐集に努力をかたむける。

一 古類書の利用

敦光に博引が可能であったわけは、文章博士としての学識もさることながら、やはり類書のごとき編纂物の頻用にあったと考えるのが妥当である。本章では、敦光が複数の類書を併用していたことを考証する。まず『勸注抄』撰述に参照された類書を三節にわけて論じる。ついで『宝鑰鈔』に見える類書の引用について一節をもうけ論じる。

(一) 『初学記』の利用

『初学記』三十巻は、唐の開元十五年（七二七）の成立、徐堅らが皇太子の詩文作成のため編んだ類書である。同書については、挙名した条がある。『三教指帰』上巻、空海序の末尾「臘月」（古典文学大系本八六頁）への注である（『勸注抄』巻一、太田「第十二編」三五—

『三教勘注抄』と類書

池田昌広

要旨

藤原敦光(一〇六三～一一四四)に、『三教勘注抄』と『秘蔵宝鑰鈔』との二著がある。ともに空海の著作の注釈書で、空海の用いた語彙について、その用例などを漢籍に博搜している。小論の調査によって、二著に引かれた多様な漢籍の少ない部分、原典から直接引かれたものではなく、『初学記』や附注『蒙求』などの類書から孫引きされたものと判明した。これら敦光の参照した類書は、おおむね従来も利用されてきた書である。学界の第一人者たる敦光でさえそうであったことは、当時の学問がなお博士家の伝統の範囲におさまっていた一証と考えられる。

キーワード：藤原敦光、三教勘注抄、秘蔵宝鑰鈔、類書、蒙求

はじめに

白河鳥羽院政期を代表する学者・藤原敦光(一〇六三～一一四四)に、空海の著作に注した書が二つある。『三教勘注抄』六卷(以下、『勘注抄』)と、『秘蔵宝鑰鈔』三卷(以下、『宝鑰鈔』)とである。それぞれ『三教指帰』『秘蔵宝鑰』の注釈書で、空海の用いた語彙について、その用例などを漢籍(および若干の和書)に博搜している。そこに引かれた内典外典のおびただしさは、文章博士を歴任した碩学の名に恥じない。ただ、これらの引用がすべて漢籍原典からなされたとは信じがたく、類書のごとき編纂物からの孫引きが推測される。

小論は、敦光が利用した類書にいかなるものがあつたのか、『勘注抄』を中心に調査した結果の報告である。果たして、諸書の縦横な引用を可能にした秘密の一端が、複数の類書の利用にあつたと明かされ